

# 相続預金手続き

## ケース別 必要書類&注意点

第1回の  
ケース

八木 正宣 税理士法人 SBL 代表社員・税理士・行政書士・CFP®  
会計事務所等での勤務を経て平成16年税理士事務所開設。企業支援と相続関連業務に強み。

「自筆証書遺言」があるという相続人の方に  
準備いただく書類と注意点は?



加え、被相続人の戸籍謄本で遺言者が亡くなった事実を確認します。そのうえで、提出される自筆証書遺言に検認済証明書が添付されていることを確認します。

次に「遺言執行者」が指定されているかどうかを確認します。遺言執行者には、遺言書の内容に基づいて、遺産の名義変更手続きを単独で行う権限があります（詳細は次回以降で解説）。

遺言執行者が指定されていない場合には、いわゆる「相続届（金融機関ごとに名称が異なる）」など一定の書類への、相続預金の取得者である相続人・受遺者全員の署名押印が必要です。

続いて、自店に存在する預金者の取引を洗い出し、遺言書の記載内容と照合します。遺言書に記載のない相続預金があれば、改めて遺産分割協議書の作成／相続届により記載外の相続預金の承継者を決めてもらう必要があります。なお、当該財産の承継者が定まっていれば、その承継者が記載外の相続預金を引き継ぎます。

88

### 図表 自筆証書遺言がある場合の必要書類など



#### ① 自筆証書遺言

- 本文・日付・氏名が自筆で書かれていることを確認
- 本文に貼付する財産目録はPC等での作成でもOK
- 家庭裁判所の検認済証明書が添付されていることを確認

#### ② 遺言者の死亡の事実が記載された戸籍謄本等

- 本籍地の市区町村役場にて取得してもらう  
(戸籍全部事項証明書だと1通450円～、除籍謄本は750円～)

❶ 「被相続人の本籍地がわからない…」というお客様には、死亡時点での住所が属する自治体で本籍地入りの住民票を発行してもらい、その本籍地を参照してもらう

#### ③ (遺言執行者の指定のない場合) 相続届 (金融機関によって名称が異なる)

- 原則として、その相続預金の相続人または受遺者が記入・実印を押印してもらう  
(預金残高欄はトラブル防止のため金融機関側で記入する取扱いもある)

#### ④ 預金相続人の印鑑証明書

- 住所地の市区町村役場等にて取得してもらう (1通300円～)  
マイナンバーカードを用いてコンビニで発行できる自治体もある
- ❶ 「実印を作っていない…」というお客様には、役場で印鑑の登録をしてもらう

#### ⑤ 相続預金口座の通帳・キャッシュカード

- ❶ 貸金庫取引がある場合にはその鍵など、お客様の状況に応じて案内する

#### ▼自筆証書遺言のサンプル

**遺言書**

遺言者 近代太郎は、次のとおり遺言する。

1条 遺言者は、その所有する次の財産を長男一郎に相続させる。

一、南斗信用金庫 西大寺支店に所在する下記 預金  
普通預金 口座番号 13579  
定期預金 口座番号 97531  
～割愛～

3条 遺言者は、上記以外の一切の財産を妻花子に相続させる。  
平成23年2月3日  
遺言者 近代 太郎 ㊞

#### ▼検認済証明書のサンプル

遺言書検認済証明書	
事件の表示	令和3年(家)第78号 遺言書検認 申立事件
検認の期日	令和3年4月1日
この遺言書は、上記期日に検認されたことを証明する。 令和3年4月1日 奈良家庭裁判所 裁判所書記官 法野 守夫	

**民** 法では遺産相続について、法定相続人とその相続分を定めています。個別の事情により「特定の相続人に多く相続させた」など、被相続人の遺志を遺産分割に反映させるのが遺言で、法定相続分より優先されます。「遺言書がある」というお客様が来店したら、まず遺言書の種類を確認しましょう。種類に応じて必要書類が異なるため、初めに遺言書の種類について解説します。主に次の3種類を押さえます。

① 自筆証書遺言  
遺言者自身で作成する遺言書です。遺言書の本文を自筆で書き、作成日の明記・署名押印を要します。書き違えや追記では「3文字削除」などを該当箇所近くに付記し、変更箇所を署名箇所近くで押印し、変更箇所を署名箇所を押印したものと同じ印鑑を押印します。内容のうち遺産目録について

は、ワープロ作成や通帳等のコピー添付も認められています。自筆証書遺言には、費用がかからない、遺言を遺したことが自体を秘密にできるといった利点があります。一方で紛失・破棄のおそれがある、本人が書いたものか争点になる可能性がある、相続発生後に家庭裁判所の検認が必要——といった点に注意を要します。

検認とは、相続人に遺言の存在・内容を知らせるとともに、遺言書の形状や加除訂正や署名の状態など検認の日現在における遺言書の内容を明確にする手続きです。ちなみに、令和2年7月より始まった「法務局における自筆証書遺言の保管制度」を活用した場合、検認手続きは不要です。

② 秘密証書遺言  
パソコンや代筆で書ける遺言です。遺言内容を記した証書に遺言

者自ら署名押印し封筒に入れ、押印に用いたものと同じ印鑑で封印します。その後「遺言書が秘密証書遺言である」ことを、公証人と証人2人以上に確認してもらいます。相続発生後には家庭裁判所の検認が必要です。「遺言内容をだれにも知られたくない」という動機で作られますが、実際にはあまり利用されていません。

③ 公正証書遺言  
公証人が関与し、証人2人の立会のもとに公正証書によってする遺言です。本様式については次回以降に解説します。

自筆証書遺言では  
検認済証明書の添付は必須

自筆証書遺言がある際のおよそ必要な書類と準備にまつわる情報、注意点は図表のとおりです。まず、必要に応じ所定の書類に